11028 駿河台大学法科大学院 島伸一氏

(司会) 駿河台法科大学院教授の島伸一先生から、「アメリカ合衆国の軍事司法制度」についてご講演いただきます。島先生はご専門が刑事法でありまして、第一東京弁護士会の会員でもあられます。アメリカ司法制度に関するご研究をされて、論文、ご著書等もあります。時間としては1時間20分程度、先生にご報告いただきまして、その後質問とさせていただきたいと思います。では先生、よろしくお願いします。

(島) 若干長くなるかもしれないので、適宜教えていただけば助かります。 今ご紹介にあずかりました島です。今日はお招きいただきましてどうもあり がとうございます。

1、まずお手元の資料を確認させていただきます。レジュメが1つ。「アメリカ合衆国の軍事司法制度」というもので、右の上にレジュメと書いてあります。 これに沿って話を進めさせていただきます。

そのほかに、資料をつづりにした『アメリカ合衆国の軍事司法制度資料編』 を事務局で作っていただきました。

その中の、資料 1 は、一般市民に関するアメリカの刑事司法についてのものです。これは私の本の『アメリカの刑事司法・ワシントン州キング郡を基点として』(2002年、弘文堂)という本からの抜粋です。この本は今品切れ中です。改訂版を出す予定ですが、いつになるか分からないという状態です。

資料 2 は「アメリカの軍事司法制度」というもので、これは小田中先生の古稀記念論文集『民主主義法学・刑事法学の展望下巻』(福島=川崎=大出=広瀬編、2005年、日本評論社)に登載された、島伸一「アメリカの軍事司法制度一軍法会議とデュー・プロセス・オブ・ロー(ジェンキンス事件を素材として)」からの抜粋です。それまで私がしてきた研究をそこに載せたものです。

資料 3 は、米軍の軍法会議についての朝日新聞の記事。資料 4 は、沖縄の米兵による少女暴行事件に関する軍法会議の読売新聞の記事。資料 5 は日米地位協定 1 7 条等関係条文。資料 6 は外務省の「刑事裁判手続に関する改善の措置」というもので、これに日米地位協定第 17 条 5 (c) に関する、刑事裁判手続についての日米合同委員会合意。

以上、お手元に資料を一応確認させていただきました

2、さて、講演のテーマは「アメリカ合衆国の軍事司法制度-日本の刑事司法との比較および抵触をめぐる問題状況-」とさせていただきました。アメリカ合衆国(以下、「アメリカ」と呼びます)の軍事司法制度を理解するためには、その前提となるアメリカの一般市民に対する刑事司法制度と刑事手続(以下「通常

の刑事司法制度や刑事裁判」という) を理解していることが必要です。

また、それと日本の刑事司法と比較するためには、当然日本の刑事司法制度 についての知識も要求されます。ただし、この点については、皆さんはもう十 分ご存じだと思いますので、この点についての説明は省略します。

次に、軍事司法制度の理解を容易にするため、資料2の、その訴追手続きの 流れを図解にしたもので説明いたします。

そして、日本で行われた軍法会議の実例を若干紹介いたします。

最後に、最近ある事件を契機に沖縄で問題になっている、日本の刑事司法と アメリカの軍事司法との裁判管轄権の競合をめぐる問題、いわゆる日米地位協 定 17 条に関する問題にも簡単に触れさせていただきます。

以上をまとめると、お話の順序は次の通りです。まず、通常のアメリカの刑事司法の概略。次に、軍事司法制度の目的、特徴、および軍事司法制度における訴追手続きの流れ。そして、日本で実際に行われた軍法会議の実例。最後に、日本の刑事司法と軍事司法の抵触をめぐる問題状況という順序で説明させていただきます。

3、ここから本論に入ります。通常のアメリカ刑事司法の概略ですが、アメリカは伝統的に連邦政府と州政府の 2 つの統治機関、統治機構が重畳的に存在して、いわゆる 2 重構造の権力機構を形成しています。これに従い、司法制度も次の2つに大別されます。1つは連邦裁判所、2つ目として州裁判所です。

前者の連邦裁判所は、連邦の事件を扱います。これは連邦政府の州事務所や連邦施設での強盗や殺人など、また各州間にまたがる麻薬の輸送やテロやハイジャックのような、州際あるいは国際的な犯罪が対象になります。なお、外形的には州の事件のようなものであっても、実際には連邦の事件に当たるケースもあります。例えば、ある州内にしか店舗を持たない小さい地方銀行に対する銀行強盗であっても、ほとんどの銀行は連邦政府からの融資を受けているので、その場合には連邦の事件になります。この連邦の事件を捜査するのがいわゆるFBIです。

後者の州裁判所は、前記以外の殺人や強盗などの州内で起こる犯罪を扱います。この各州内の事件を捜査するのは、州、郡、市警察です。ある事件が両者の性質を有する場合には、例えば前記の銀行強盗のようなケースでは、裁判管轄権が競合することになります。この場合、捜査は FBI と各市警などが協力、あるいは調整して捜査に当たることになります。

連邦裁判所と州裁判所の関係については、資料1の16ページに書いてあります。これは私の本のページにあたります。資料1の1枚目の裏に図が出ています。この図に従って簡単に説明させていただきます。

刑事事件には、連邦の事件と州の事件があります。私が調べたのはワシント

ン州の場合ですので、それがどのような上訴の道筋をたどるかを書いております。これは州によって若干違いますが、基本的には変わりません。裁判所の名称などが違ってきます。

まず連邦の裁判については、合衆国治安判事が裁判に当たるわけです。その 裁判あるいは審問、例えば逮捕に関する審問は、このマジストレイトが行うと されています。その事件の第 1 審は合衆国地方裁判所です。図の左の方に裁判 官、部署の名前、それから審級を書いておきました。通常の第 1 審というのが それに当たります。名称は、合衆国地方裁判所です。控訴審は、合衆国控訴裁 判所となります。そしてその上、最終の裁判所は、合衆国最高裁判所です。

次に、州の事件につきましては、図の下方に、市裁判所、郡地方裁判所があります。これは日本では簡易裁判所に当たります。郡上級裁判所が、包括的一般的裁判権を有する、1 審に当たるものです。スーペリアコートと書いてありますけれども、ワシントン州やカリフォルニア州でもそのように呼ばれています。しかし、その呼び名は、州によってばらばらなので、場合によってはディストリクトコートというところもあります。呼び名にとらわれないで、やはり実際の内容に従って考える必要があります。よく呼び名によって審級を間違えてしまうことがあります。

その上訴審は、州控訴裁判所、コート・オブ・アピールズが、ワシントン州では控訴裁判所となっています。これも注意しないといけません。例えばニューヨーク州ではコート・オブ・アピールズというと、控訴裁判所ではなく、州最高裁判所を指します。

州最高裁判所が最終の裁判所になります。州の場合、場合によってはそこから合衆国最高裁判所へ行く道もあります。ただ、これは権利として上訴できるということは非常に少なくて、ほとんどは、サーシオレイライという、受理申立手続きにより、どうかこの事件を受け取ってくださいというお願いを、合衆国最高裁にします。合衆国最高裁は必要があればそれを受け取って審理します。行く道はかなり限られています。したがって、州の場合も基本的には3番制であると理解してよいでしょう。

ここで、レジュメに戻ります。レジュメの 2 のところをご覧ください。まず連邦の裁判制度、次に州の裁判制度について、今、図解に即して説明したところです。州の事件のほとんどは州最高裁判所が最終の裁判となる。しかし、ごくわずかの事件においては、さらに合衆国最高裁判所があります。ここで審理され、これが最終の裁判所になる可能性が残されております。

同様のことはあらゆる事件においていえるので、アメリカにおいて本当の意味で最高、最終の裁判所は、合衆国最高裁判所です。後に、述べる軍事裁判所の場合も、最終的には合衆国最高裁判所に行ける道が残されております。

4、次に、通常の重罪事件の刑事訴訟の流れに移ります。ここでは主に州裁判所における刑事訴訟を中心に説明します。審理件数が少なく、主に国際テロなど特殊な刑事事件を審理する連邦裁判所ではなく、アメリカで多くの普通の刑事事件を審理する、州の重罪に関する刑事手続き。より正確には、シアトルを含むキング郡上級裁判所、これは日本では地方裁判所に当たるのですけれども、その刑事手続きの流れを紹介いたします。

資料1の99ページを開いてください。

重罪の刑事訴訟の流れを、そこに示された図に従って説明していきます。レジュメの2の1、逮捕から起訴までをご覧ください。被疑者は、逮捕されたら、48時間以内に最初の審問、これはファースト・アペアランスあるいはイニシャル・アペアランスと呼ばれていますが、その実施のために、裁判官の前に連れていかれます。裁判官は、逮捕理由があるかどうかを審査し、それがなければただちにそこで釈放します。刑事規則上は48時間とされています。しかし、キング郡裁判所では事実上24時間以内にそれを行っております。

逮捕理由がある者については、原則的には逮捕後 72 時間以内に起訴しなければなりません。図を見ていただきますと、逮捕から最初の審問、起訴、その右側に 72 時間と書いてあるので、これを対照して見ていただければと思います。

逮捕の理由がある者については、72 時間以内に起訴しなければなりません。 逮捕後72 時間以内に起訴されない者については釈放となります。そして、やむ を得ずそれを超えるような場合には、72 時間目に第2回目の審問、これはセカ ンド・アペアランスと呼ばれます。裁判官が検察官に72 時間以内に起訴できな い理由を質問し、検察官がそれを正当化できなければ、ただちに釈放されます。 このようにアメリカのキング郡裁判所の場合には、逮捕・身柄拘束と起訴は密 接に関連し、時間的にも短期間に起訴、不起訴の決定が行われます。

起訴前取り調べについては、1966年の合衆国最高裁のミランダ判決に基づき、ミランダ告知、弁護人の立ち会い権を認めた上で、純粋に任意を前提に許容されております。自白については、被疑者が拒否しない限り、音声のテープにより採取します。また特定の犯罪を除き、起訴前保釈もさまざまな形で広く認められております。

起訴から公判までの手続きですが、この図で2から10の前あたりまでが公判前の手続きにあたります。

起訴後の説明に移ります。この図で公判前審問と書いてあるところです。14、Dというのはデイのことで、14日以内に行わなければいけないということです。カッコ内の文字は身柄が拘束されていない場合の日数制限です。カッコが付いていない場合は身柄が拘束されている場合の制限日数です。これは、スピーディー・トライアルの権利と呼ばれ、迅速な裁判を受ける権利は、被告人の権利

とされています。原則的に、この日時内に当該手続きが終わらなければいけません。しかし、それは被告人の権利ですから、放棄することができます。そうすればもっと長く時間がかけられることになります。

アメリカでは起訴後、最初の重要な手続きではアレインメントです。これは 日本語に訳すと罪状認否となります。ここで被告人が有罪と罪を認めると、有 罪の答弁を正式に受理する法廷に回付され、そこで受理手続きに移行します。 これを有罪の答弁といいますが、この有罪の答弁をした場合には公判が省略さ れ、量刑前審問に進みます。

しかし、アレインメントで無罪と罪を否認すると、審理日程の設定審問やオムニバス・ヒアリングなど、いくつかの公判前審問があります。日本ではこれは公判前整理手続きに当たると思いますけれども、これを経て公判審理に入ります。これらの審問において特に問題とされるのは証拠開示です。キング郡上級裁判所規則によれば、証拠開示義務は検察官、被告人の双方が負っており、被告人を無罪あるいは減刑に導く証拠については、検察官は全面的な開示義務を負っております。この義務は原則的にはオムニバス・ヒアリングまでに果たされなければなりません。

オムニバス・ヒアリングは、最終的な大きな審問で非常に重要なものです。 ここまでに証拠開示は原則的に終わっていないといけません。また訴因もだい たいここで特定されます。その呼び名は、州によってさまざまですが、こうい う審問はいずれの州でもあります。公判審理に入るための重要な手続を最終的 に確認する審問です。

それまでに開示された証拠を見て、被告人が無罪主張をあきらめ、答弁取引 に移行し、有罪の答弁に変更することもありますが、この場合には有罪の答弁 と同様の手続きが開始されます。

被告人が有罪の答弁をする前提として、普通、被告人・弁護人と検察官との間で、答弁取引が行われます。これを日本では司法取引と呼ぶこともあります。非公式の手続きですけれども、この通例、それが行われます。これは、刑を減軽するから有罪の答弁をしないか、有罪の答弁をするから軽い刑を求刑してくれという、検察官と被告人・弁護人との間で行われる科刑に関する取引です。司法取引はアメリカの刑事司法の大きな特徴の1つです。

実はアメリカの刑事裁判の80%は、結局有罪の答弁で処理されます。従って、 公判審理で最後まで争われる事件はかなり少ないです。そうしないと陪審裁判 は非常に手間、費用などが掛かり、しかも法廷を占有する時間も長いので、施 設面でも費用面でも円滑に実施できないことになります。

証拠開示と並んで、公判前審問で重要な意味を持つのが、証拠排除の審問で す。自白より物証に依存することの多いアメリカの刑事手続きでは、この審問 で当事者が死力を尽くして争うケースがよく見受けられます。そして、ここで 被告人側が負けるとあきらめて、答弁の取引に移るケースもよくあります。

以上が公判前審理で行われる内容です。

次に公判に移ります。図を見ていただきますと、「証拠に関する審問」と書いてあります。この審問は公判審理に突入する直前に行われる、証拠を整理する審問で、そこでも証拠排除の申し立てなどが行われて、結構重要な役割を果たします。これは $O\cdot J\cdot$ シンプソン事件では4日か5日かかっております。犯行現場に残されていた血液のサンプルの一部を弁護人にも渡せ、渡さないということで争われたのですけれども、DNA鑑定を自分の方でもしたいという場合、重要な意味を持ってきます。そういうことが争われました。

これが公判の直前に行われて、そこで証拠の整理の確認を取れたら、陪審員の選任となり、ここから本来の公判手続きに入ります。公判審理には 2 つの形があります。陪審審理と裁判官による審理=これはベンチトライアルと呼ばれます。いずれを選ぶかは被告人の権利です。ある知り合いのベテランの刑事弁護人によれば、ストロングケース=被告人に有利な証拠が多く勝つ見込みの高いケースではベンチトライアルを選び、ウィークケース=そうでないケースでは陪審に賭けると述べておりました。

陪審は12人の一般市民からなる陪審員により構成されます。有罪、無罪の評決は全員一致によります。これに到達できないときはハングジュリー(評決不到達)とされ、再度最初から公判審理がやり直されることになります。

この辺の手続き、陪審に関する手続きは軍事裁判では異なってきます。ハングジュリーなどされると軍事裁判では大変困るということで、多数決で決められます。これは、日本の裁判員裁判と同じような格好ですね。

公判審理では被告人が黙秘権を包括的に放棄し、証人として証言できるとい うのが、日本と大きく異なっています。

また、有罪、無罪を決める事実認定手続きと、量刑手続きが明確に二分され、普通、有罪評決後と量刑手続きの間に、保護観察官により、被告人の過去の犯罪歴や家族、生活環境などについての調査が行われます。これにかかる日数は事件により異なりますが、単純な暴行事件では1週間から1.5週間で済みます。家庭内暴力や性犯罪では6週間以上かかるケースもあります。従って、有罪評決から量刑までは全体で、普通の事件では2カ月ほどとなっております。

次に量刑手続きに移ります。量刑に関しては量刑審問が行われます。これも 図と対照していただくと助かります。量刑手続きのところです。量刑に際して 量刑審問が行われます。ここで最近は被害者が意見を述べることが認められ始 めました。しかし、量刑は基本的に検察官、弁護人の双方から提出される量刑 案、保護観察官による量刑報告書、このウエートが大きいです。これを参考に、 州の量刑委員会が定めた成人量刑ガイドラインの量刑段階表に従って決められます。それはいろいろな要素をポイント制度にして、それを足していきます。そしてそれを量刑表に当てはめて、機械的に決めるように基本的にはなっております。そのポイントを決める際に、今言ったような保護観察官の意見などが重要視されます。

次に上訴です。検察側の上訴は法律、手続き的な問題に関するものに限られます。それに対して、被告人は事実誤認についても上訴が許され、死刑に当たる場合には、州最高裁への権利上告が認められております。

キング郡裁判所の刑事手続の流れを説明しましたので、ここで、キング郡上級裁判所の刑事手続きと、連邦地方裁判所の刑事手続きで大きく異なる点について述べます。キング郡上級裁判所と連邦地方裁判所の刑事手続きでは、基本的な構造、流れは変わらないものの、大きく異なる点が次の2点です。1つは起訴の方法です。もう1つは証拠開示の範囲です。

起訴については、検察官が主導して行うのは同じですが、前者では日本と同様に、検察官が直接裁判所へ起訴状(この場合の起訴状はインフォメーション = 略式起訴状と訳されます)を提出して行います。

それに対して連邦地方裁判所では、起訴は、大陪審、通例では23人の一般市民から構成されます(これに対して公判の陪審を小陪審と呼びます)。この大陪審を経由して行います。これは連邦憲法修正5条が、軍事司法の場合を除き、そのことを要求しているからです。大陪審を経由して行われるときは、起訴状は正式起訴状(ビル・オブ・インダイトメント)と呼ばれます。

そのほか、起訴の仕方については、州によってはいわゆる予備審問(プレリミナリー・ヒアリング)による起訴があります。この場合、起訴状は略式起訴状になります。予備審問と大陪審の両者を併用しているところもあります。もっとも、両者を併用していても、カリフォルニア州ロサンゼルス郡では、実際にはほとんどの起訴は予備審問により行われております。起訴あるいは公判前証拠開示の重要性が認識されるとともに、大陪審の役割は徐々に終わろうとしているのが現実です。

次に証拠開示については、連邦刑事手続きでは、国際的テロリストやマフィアなどの組織的凶悪犯罪を審理するので、前述のような州の刑事手続きにおけるものと比較すると、証人や情報提供者の保護の必要性が高いので、その範囲は限定的です。これは連邦最高裁の判例がいくつか出ております。私も論文を書いていますので、これを見ていただければありがたいのです(たとえば、証拠開示で使える外国法「アメリカ」季刊刑事弁護19号108~109頁)。

5、さて、以上の前提を踏まえたうえで、今日の本来のテーマで**、軍事司法制 度の目的、特徴**に入らせていただきます。 私が軍事司法制度の研究を始めるきっかけとなったのは、2001年2月9日、(現地時間)のアメリカ海軍の原潜と日本の練習船えひめ丸が、ハワイ沖の太平洋上で衝突した、いわゆる「えひめ丸事件」が契機です。そのときワシントン大学ロースクールで研究員をしていた私に、ハワイにその取材に行った知り合いの朝日新聞記者から、その後の展開などを聞かれたのです。

この事件は日本では大問題でしたが、アメリカではそれほど騒がれず、日米の市民の感覚に関し温度差を強く感じました。諸般の事情を考慮して、私はその事件は最終的には軍事裁判、軍法会議までは行かないのではないかと予想しましたが、残念ながらその予測は的中し、それはいわゆる査問会議で終わりました。査問会議は、英語では、コート・オブ・インクワイアリーといいます。私は、その日本訳は古過ぎて適切ではないと思います。この査問会議後、刑事訴追されることなく、ワドル艦長には何らの刑事処分も結局科せられませんでした。むしろ退役のときには昇進していたという話です。

その後、私の研究はジェンキンスさんの事件で役に立つことになりました。 まさかそのような事件が起こるとは、私にも思いもよらないことでした。

さて、軍事司法の目的、特徴は大きくまとめると次のように集約されると思われます。

軍事司法制度の目的は、**法に従い、法的正義を実現する**とともに、**軍の法的 秩序を維持する**ことです。とりわけ、後者の要求に応ずるために、合衆国憲法 に基づき、連邦議会が特別に設置したのが軍事司法制度です。

現在のアメリカの軍事司法制度は、1950年に制定された統一軍事司法典、 UCMJと略されますけれども、ここでは統一軍法と呼びます。それを基礎にしております。これは合衆国法典 10編 801章から946章に当たり、刑事訴訟法典と刑法典を複合した包括的な軍事刑事法典です。そこには敵前逃亡罪や利敵行為罪など軍刑法特有の犯罪、および殺人、強姦罪や窃盗罪などの普通の刑法犯とともに、非刑罰的で行政処分的な色彩の強い懲戒処分などについても規定されているので、実際の内容は刑事法典を超えております。

行政処分についても取り組んでいるということで、アメリカ法の考え方がよく表れていると思います。つまり、刑事手続きと行政手続きが大陸法のように 峻別されていないということです。

同法典は1968年と1983年に大幅な改正が行われて、現在に至っております。 しかし、細かい改正はしょっちゅう行われております。アメリカの法律はよく 改正されますので、それと同様に軍法もよく変えられます。

統一軍法の適用範囲については、人的適用範囲と場所的適用範囲とがあります。まず人的範囲については、陸、海、空、海兵隊のすべての軍の所属員に及びます。さらに国境警備隊、沿岸警備隊等も、連邦活動に従事中の者はこれに

含まれます。

主たる対象は現役の軍の構成員、いわゆる軍人ですが、さらに原則的には予備兵、退役軍人にも及びます。軍隊に準ずる関係機関の民間人、いわゆる軍属。戦時の場合や条約、協定による場合には、これも含まれます。もっとも軍属については後述のように、その適用を制限する連邦最高裁判例があります。さらに軍刑務所に服役中の者、それから捕虜、その他、極めて限定的な状況の下で特定のカテゴリーに属する一般市民に及ぶこともあります。

これらの類型に当たらない民間人には及びません。例えば、日本の米軍基地内で、米軍人の家族が万引きを行った場合には、統一軍法は及ばず、軍事裁判所の管轄権には服しません。では連邦法、刑法や州刑法が及ぶのかというと、これは例えば在日米軍の家族の場合については及びませんから、結局処罰できないことになってしまいます。基本的には日本の刑法典、刑法が及んでいるのかもしれません。治外法権ではないので。難しいところです。

次に、場所的適用範囲については、連邦や州の刑法と各裁判所の裁判管轄権 はいずれも、国際的な罪など一部の罪を除き、原則的に合衆国の領域外には及 びません。そこで、**国外で活動することの多い軍隊の所属員について、この違** 法行為を処罰するためには、格別に刑法典を設け、その場所的適用範囲を拡張 するとともに、これに合わせて刑事裁判所の裁判管轄も広げる必要があります。 これも軍刑法と刑事裁判制度が特別に制定されなければならない、主な理由の1 つです。

従って、軍刑法と軍事裁判所の管轄は、合衆国軍隊が展開するところであれば、世界中あらゆる場所に及びます。そして合衆国軍隊は、短時間のうちに世界中いつでもどこでも展開できるような仕組みになっているので、結局それらについて場所的な限界はなく、全世界に及ぶことになります。もっともそのためには、まず当該犯人が1の類型に当たることが前提です。

次に軍事裁判所は、統一軍法違反を裁くための軍の刑事司法裁判所であり、 その第 1 審に当たるのが、いわゆる軍法会議といわれる事実審裁判所です。コート・マーシャルというのが軍法会議の原語です。軍法会議などと古めかしい 表現が使用されているものの、現実的には連邦憲法のデュー・プロセス上の権 利が被疑者、被告人にもほぼ保障されており、当事者主義に基づく弾劾的構造 に基づくものであり、その点では通常の刑事裁判とそれほど大きく変わるもの ではありません。最も大きく異なるのが、陪審員の構成や評決方法です。先ほ どこれは指摘したところです。

さらに軍法会議の種類については、次の 3 種類があります。①簡易法廷、それから②特別法廷、③一般法廷です。上記の区分は、当該法廷で科すことのできる刑の軽重による区別であり、上から軽い順に並べたものです。ただし、被

告人が将校の場合には、ほとんどの処罰は③で行われることになります。

①の簡易法廷。これは、軽微犯罪が対象となり、刑の上限は拘禁刑では 1 カ月、その他、給与 3 分の 2 の没収、降格などです。②特別法廷。これは、軽罪が対象となり、刑の上限は、拘禁刑では 1 年、その他給与 3 分の 2 の没収、降格、不行跡除隊などです。

③一般法廷。これは、主に重罪ですが、これに限られるわけでなく、あらゆる犯罪について包括的な、一般的裁判管轄権が認められております。このことから、本稿ではゼネラルコートの日本語について、一般法廷としました。しかし、在日米軍の資料では「高等軍法会議」や「大軍法会議」という用語を当てております。軍隊はどうしてもいかめしい言葉が好きなので、こういう大それた仰々しい名前を使いたがるような気がします。

科刑の上限は死刑、無期拘禁刑です。下限については特に制限なく、軍法会議マニュアルが規定しているすべての処罰を科すことができます。不名誉除隊も含まれます。

さらに軍法会議によらない非司法的処罰、NJP と略されますけれども、これは軽微犯罪が対象となります。統一軍法の15条に基づくから、アーティクル15などとも呼ばれ、部隊長などの司令官が軍令を迅速かつ円滑に維持、執行するための手段としてよく利用されます。

司令官がその対象者の同意を得て、非公開の審問を実行した後に直接科す処分です。本処分の対象者にも、弁護士に相談し、その対応を考慮する権利が付与されております。その結果、対象者は本手続きによることを拒否し、軍法会議によるべき旨を要求することもできます。もちろん本手続きに従う旨の同意は、罪状を認めたことを意味しません。有罪の答弁とは違います。

現在の在日米空軍では、簡易法廷による処罰は事実上行われておらず、その 代わりに非司法的処罰手続きが多用されているということです。

さらに行政制裁があります。上記の処罰よりもさらに軽い、純粋の行政処分を科す場合には、簡略な行政制裁手続きにより実行されます。例えば、けん責処分を科すような場合です。

さて、軍事司法制度における訴追過程の特徴は、各段階で対象となる軍人を 指揮監督する各司令官が重要な役割を演じ、軍法会議の開催まで至ると、その 開催権を有する司令官は、その処分の行方に極めて大きな権限を有することに なる、ということです。ただし、それも被告人のデュー・プロセス上の権利を 制限し、あるいはその者に不利益な方向で行使することは許されません。

また、軍事裁判開廷の必要性が生ずるのは、必ずしも特定の基地に限られる わけではなく、海外の前線や野営地のこともあります。そのために、速やかに 裁判に関係する人員を確保でき、迅速に裁判を終結させられることが要求され ます。この点で、陪審員の構成や評決、例えば全員一致の必要がないなどについて、通常の裁判手続きとは大きく異なっております。

さらに、答弁の取引による解決がよく利用され、通常の刑事裁判では法規上には表れない、それに基づく合意が公判前合意(プリ・トライアル・アグリーメント)という形で、法規上にも採用されております。

最後に、量刑について、刑の上限と下限が極めて広く設定され、さまざまな事情を考慮して柔軟に対応できるようになっております。これらは公判前合意が頻繁に利用される理由にも当たりますが、できるだけ早く裁判を終結させ、被告人を含む兵員を迅速に本来の任務に復帰させた方が、軍の利益にかなうからです。

以上が軍事司法制度の特徴です。

6、軍事司法制度における具体的な訴追手続きの流れを説明いたします。資料 2 を見ていただければありがたいです。

まず事件発生、例えば軍隊からの逃亡です。事件発生です。これが発覚した時点で司令官に報告がなされます。この司令官は当該施設または人員について直接指揮監督権のある、その司令官ですから、小隊の隊長となります。ここから捜査手続きが開始することになります。

これを最初の調査活動の開始といいます。プレリミナリー・インクワイアリーという言葉を使っております。RCMというのは軍法会議マニュアルのことです。その目的は、司令官が訴追請求するかどうかを決めることで、重大事件等では、軍や民間の専門の捜査機関に捜査援助を依頼する場合もあります。捜査の援助を、自分の軍の関係者でなく、他の関係者に依頼することもあります。しかし、原則的には自分の隊の機関で行います。

そして被疑者の捕捉と留置、保釈ということになります。軍法では、被疑者の一時的な身柄の拘束について、「捕捉」という言葉、「アプレヘンション」という言葉を使っております。これは、「逮捕」、つまり「アレスト」とのことです。

その後、司令官による訴追請求の開始、不開始の決定が行われます。これは「レファラル・オブ・チャージ」という言葉を使っています。チャージという言葉が使われているのですが、このチャージという言葉もいろいろ意味があって、非常に難しいのです。起訴と訳されることもあります。

後で述べるところですが、地位協定の原文ではチャージされているのを、日本では「公訴提起」と訳しています。しかし、実は「チャージ」はもっと前の段階でもされます。被疑者が特定して、その者に例えば逮捕状を出すときに、訴追請求状(コンプレイント)を出すことがよくあります。その場合にも「チャージ」されたというように使います。少し話は違いますが、ロス疑惑の三浦

さんの事件の場合には、逮捕状発付のときにもうロサンゼルス検察は裁判所に チャージをしております。だからそこで時効は止まっております。もし、彼が、 公訴時効のない第1級謀殺罪でなく、それが存在する、第2級謀殺罪で訴追さ れていたとしても、その意味で時効は完成していなかったはずです。

このように「チャージ」の訳は非常に難しいのですが、私はここでは訴追請求と訳しました。まだそこでは公判請求の意味での「起訴」はされていないと考えたからです。したがって、「チャージシート」が提出されるということは、これは民間の裁判手続きではコンプレイントの提出と考えていいと思います。つまり、宣誓の上捜査機関がその者を犯人だとした根拠を供述した、いわゆる「宣誓供述書」を訴追請求上に添付し、裁判所に提出するのと同じことなのです。これを、「告発状」と訳す人もいますが、訴追請求と言った方が正確でしょう。

「軍法会議」は、ここから始まることになるのですが、実は、除隊やその他の処分で、ここでいかない場合も多々あります。事件が落とされてしまうのです。また、簡単な懲戒等をここで科して事件を終結させることもあります。アメリカの刑事手続きで、よく用いられるいわゆる「ダイバージョン」の一種です。

次に、「軍法会議」の手続きに入ります。これは「コート・マーシャル」と呼ばれます。先ほど述べたように、事件によって、あるいはその人の地位によって、回付される法廷が異なります。

まず、当該軍法会議を開設する権限のある司令官へ、その事件のチャージシートが回付、移され、送付されることになります。その場合、上級の司令官ほど重い罪を審理する軍法会議を開設する権限を有しています。

この軍法会議を開設する権限のある司令官のことをコンビーニングコマンダーと呼んでおります。CAと略して使っております。

そこに事件が回されことになるのですが、その際、2つの道があります。① 32 条に基づく審問を経由する場合と、②経由しない場合です。②の場合の多くは、その背後で司法取引がすでに成立している場合です。つまり 32 条に基づく審問を、その対象となる隊員が放棄(これが司法取引の条件の1つになっている)した場合には、こういうことが起こります。

しかし、普通、否認事件の場合ですと、32条の審問の開始命令の発付と、審問官の任命が行われ、32条の審問が実施されることになります。

この統一軍法 32 条に基づく審問というのは、私は「審問」と訳しましたけれども、統一軍法上は、「32条インベスティゲーション」と名づけられています。したがって、「捜査」あるいは「取調べ」と言った方がいいのかもしれません。しかし、実際の内容からすれば、やはり「審問」ではないかと思われるので、ここでは「審問」と訳しました。

その目的は証拠に基づかない不適法な起訴を防止するためです。これをインベスティゲーティングオフィサーという、「取調官あるいは審問官」が主催することになります。その者は必ずしも法務官である必要はありません。被疑者には弁護人立ち会い権や反対尋問権等が保障され、検察官の立ち会いは必要的ではありません。審問内容は被疑事実の真実性、訴追形式の適法性、最終処分に関する情報の収集等です。実際上は、被疑者にとって証拠開示の手段としての意味が大きくなります。この手続きは通例公開されることになっています。

民間人の場合の通常の連邦の刑事裁判では、起訴の際、連邦憲法により大陪審が開かれます。しかし、それは、連邦憲法上、軍事司法には適用除外されていますから、その代わりに、32条の審問が行われるわけです。したがって、その内容は、大陪審手続きに類似すると考えられます。大陪審は、実は、捜査手続きの意味も持っていますので、32条の審問も捜査的な役割をもっていてもおかしくはありません。

ただ、それを予備審問と訳している人が多いのですが、予備審問とは違うと思います。予備審問は、当事者主義の構造に基づき、明確に弾劾構造を取り、そこは中立公正な裁判官を判断者として、当事者が対等に論争する場です。 32条の審問は、明らかにそのような場ではありません。

しかし、32条に基づく審問は、被疑者にとって証拠開示をしてもらう場としての意味が大きいという点では、予備審問と同様です。両者では、その方法が大きく違うのです。ただ大陪審になりますと、証拠は検察官の出す、限られたものしか出てきません。それは、検察官の一方的な指導の下に行われることになってしまうので、これよりは、32条の審問の方が。より広く訴追側に証拠開示義務を認めているので、まだましです。

この審問が終わりますと、審問を命じた司令官への審問官による結果報告が行われます。そこに審問官による処分に関する勧告書が付されることになります。そして、審問を命じた司令官による処分決定と事件記録等の送付が、この勧告書に基づいて行われます。場合によっては、軍法会議をこれ以上、続行せず、事件を途中で落とすということも起こり得ます。しかし、それが行われない場合には、一般法廷開設の権限のある最上級司令官へ、その事件が送付されることになります。

ようやく、これからが本来の軍法会議=一般法廷の開廷の手続に入ります。 横田基地の場合は、第5空軍司令官、これは中将級ですが、この方がコンビーニングコマンダー=開催権をもつ最上級の司令官となります。

その司令官が、①一般法廷の開設、不開設等を決定し、それから②開設命令を発付および③起訴状の一般法廷への付託、これは(レファラル・オブ・チャージと呼ばれます)を行います。私はこれが正式起訴=つまり公判請求に当た

るのではないかと思います。そして最後に、④起訴状の対象者への送達の決定 がなされます。

①の開設決定が、民間の刑事手続きでは検察官による公判請求、つまり起訴の決定で、この後の手続きが起訴手続きに当たると思います。ここで起訴されると、公判手続きが開始されるのですが、その前に「公判前審問」があります。

しかしそのときに、「公判前合意」というのが非常に重要な意味を持ってきます。これは"PTAs"と略され、訴追された者と当該法廷を開設する権限のある司令官との間で交わす、公式の同意書面です。通例、その者が被疑事実を認めて有罪の答弁をする旨の記載と、これと引き換えに司令官が設定する刑の上限に関する記載が含まれます。本合意は司法取引、有罪の答弁取引の成果であり、元来訴訟外的性質を持つ手続きです。民間の刑事手続きでは、アメリカでも司法手続き外の手続きとされております。しかし、軍事裁判では、審理の一部に組み込まれ、公判審理前に、裁判官により有罪証拠の存在や対象者の自由意思等について慎重な手続きが最終的に実施されます。本合意がある場合には、通例、本合意に基づき第1回公判審理開始直前に有罪の答弁が行われ、正式の手続きとしてこの合意が採用されております。

この合意を採用する手続は、軍事裁判官による公判前審問にあたるもので、アーティクル 39 (a) セッションズと呼ばれるものです。ここには「罪状認否手続き」も含まれます。

その手続きの目的は、公判審理をスムーズに進めるため、争点を明確にし、 その実施前に法規上の問題点を整理、解決しておくことです。本手続きは、通 例では、簡略化し、「セッションズ」と呼ばれますが、民間の刑事手続きでは公 判前審問に当たる手続きです。

この最初に、通例では「罪状認否手続き」が行われます。証拠排除に関する 審問や、証拠開示に関する審問などがこの公判前審問の代表的なものです。公 判前審問は公開の手続きです。

ここで、有罪の答弁が行われる事件と否認事件とに分かれます。これは先ほど述べました公判前合意があるかないかによって分かれます。有罪の答弁の受理の場合は、公判審理が割愛され、公判が省略されて、有罪、無罪の評決にただちに移行します。

否認事件の場合、つまり司法取引が成立しなかった場合、あるいはいくつかの事件のうちの一部しか司法取引が成立しなかった場合、この否認事件にあたり、一般法廷における公判審理に突入します。

そしてその場合には、被告人は陪審員による公判審理か軍事裁判官による公 判審理のいずれかを選ぶことになります。これは民間の裁判と同じです。陪審 による裁判を選ぶ場合には、陪審ということになります。ただし陪審員は全部 軍関係者。その数は5人以上で、死刑の事件の場合は12人となっています。それに対して、軍事裁判官よる公判審理の場合は、この裁判官のみで行うことになります。いずれも公判審理が行われた後に、有罪、無罪の評決が行われることになります。

陪審員の評決については、有罪は3分の2以上の多数、ただし死刑事件は全員一致です。有罪答弁をした者はもちろん有罪となります。

ここまでが公判で、これが終わると量刑手続きに入ります。この間は、はっきり、民間の裁判手続きと同じように二分されています。ただ、量刑前調査は行われません。そんなに時間をかけていられないというのが軍事裁判の特徴です。陪審公判の場合には、有罪評決では、量刑も陪審員が行います。無罪評決では、無罪放免となって、ただちに現職復帰になります。除隊になるというわけではありません。

さて、刑の宣告について、これが軍事裁判の重要な特徴の一つですが、公判前合意がある場合には、刑の上限はそれによって画定されています。しかし、刑の宣告の際にはまだ裁判官はその内容を知らないので、それとは無関係に、独自に刑の宣告をします。その後、その内容を知り、最終的にはどちらか軽い方を執行刑として宣告することになります。

こうして審理が終わると、事件は、必ず、法廷を開設した最上級司令官による事後審査に回されます。これも非常に軍事裁判特有の審査で、その事後審査によって刑の執行は、いくらでも軽くすることはできます。しかし、重くすることはできません。こうして刑の執行を受ける者に利益になる方向では、司令官の権限は、強い影響力を及ぼすことができるのが特徴です。

執行猶予についても、裁判官は執行猶予の勧告を宣告に付けることができますけれども、執行を猶予することはできません。刑の執行を猶予するのは司令官の権限だからです。

事後審査を司令官が行い、裁判が適正に行われたと認めると、次に、自動的 に各軍刑事上訴裁判所に事件が送付されることになります。そこでまた審査が 適正に行われたかどうかを審査することになります。

その際、前記司令官の事後審査が終了する前に、刑の宣告を受けた被告人は、 宥恕の申請をその司令官にすることができます。刑をもっと軽くしてください という申請をすることができるのです。

通例では、各軍刑事上訴裁判所の審査に自動的に回されて、ここで最終的に 刑が確定することになります。

しかし、不服がある者は、さらに上訴を合衆国上訴裁判所に対して行うことができます。これは軍の最高裁判所と考えていいと思います。ワシントン D.C. 国防総省内に設置されております。これが軍事裁判所の最高裁判所にあたりま

す。裁判官は民間人により構成されております。

しかし、その判断についても不服のある者は、州最高裁判所から連邦最高裁判所にサーシオレイライ(上訴受理)を申し立てて、審理をお願いするように、連邦最高裁に審理をお願いすることができます。しかし、これが受理されることはほとんどありません。

このように、軍事司法制度においても、上訴は、基本的には3審制の構造を取っております。

7、日本で実際に行われた軍法会議の実例を説明させていただきます。

実例(1)まずジェンキンスさんの事件についてお話します。北朝鮮による 拉致事件の被害者、曽我ひとみさんの夫であるジェンキンスさんをめぐる軍事 裁判の過程は、日本人にはまったく無縁だと思われていたアメリカの軍事司法 制度にその目を向けさせました。そのおかげで、ジェンキンスさんが 2004年7 月にインドネシアのジャカルタに到着して以来、11月3日の軍法会議による刑 の宣告までの過程で、私は多くの資料、情報を得ることができ、今までの研究 を具体的な事件を通してさらに深化することができました。そこで、その経緯 を簡単に紹介いたします。

日本に到着したジェンキンスさんは、東京女子医大病院に入院しました。そのとき突然現れたのが独立法務官と称する人です。独立法務官とは何かが当時疑問でありましたが、後で原語を調べ、US Army Independent Trial Defense Counsel の訳語であることが分かりました。実際には、そのような官職はないので、「独立法務官」と訳すのは適訳ではないと思います。

裁判官と弁護人は司令官の指揮命令系統から外し、その活動の中立、独立性を保障する、それが独立(インディペンデント)の意味です。身柄拘束されなくとも、訴追(チャージ)されたら軍の公設弁護人の弁護を受ける権利が保障されます。「陸軍の公設弁護人」というのがその正確な訳語です。

これは、「貧困」は要件ではありません。この点で、通常の刑事司法の場合よりも軍事司法の場合の方が、保障は厚いです。

彼がジェンキンスさんに付けられてから、彼と司令官との間で司法取引、答 弁取引の開始が行われたと推測されます。「司法取引」は、軍法会議を招集する 権限のある司令官、その代理は検察官ですけれども、それと訴追の対象者との 間で行う、有罪を認めるのと引き換えに、起訴事実あるいは刑を軽減してもら う旨の合意を目指して行われる、取引です。弁護人は合意の獲得に向けて努力 します。

米軍へのジェンキンスさんの身柄引き渡しの方法が、その後問題になりました。日米犯罪人引き渡し条約によるのか、それとも日米地位協定と、これに基づくいわゆる刑事特別法 18 条 1 項および 3 項による逮捕、引き渡しによるのか

ということです。いずれの場合にも難しい問題があります。例えば、後者によると考えるのが普通ですが、この場合、日本国の発付する逮捕令状に記載する 罪名が問題となります。「軍隊からの逃亡」というのは、日本にはない罪ですから。そこで司法取引を成立させ、刑の上限を決めた上で、所属していたしかるべき米陸軍基地へ任意出頭するのが、最も適当な方法と考えられました。

実際、そのように行われました。米陸軍キャンプ座間への任意出頭、これは9月12日です。これでジェンキンスさんの米軍基地への帰還、存在を米陸軍警察が公式に認知したので、制服と給与が支給され、かつ家族用の住宅も支給され、軍曹として復職することになりました。しかし、すでに、かつて韓国と北朝鮮の国境付近で消えてから、逃亡等で訴追請求状(チャージシート)が提出されていたので、被疑者として身柄拘束されることになりました。

もっともジェンキンスさんの場合、基地外に出ないという条件で、すぐに起 訴前釈放をされます。軍事裁判の場合、被疑者が基地外に出るのは事実上困難 なので、通常の刑事裁判の場合よりも、身柄を拘束して実際に勾留施設などへ 拘禁するケースは少ないです。そのため同一基地内に共犯者がいる場合には、 口裏合わせや証拠隠滅の危険性が高くなります。

次に軍法会議が 11 月 3 日に開廷されることが告知され、統一軍法 32 条による審問が省略されたことが明らかになりました。軍事裁判手続の場合には憲法上大陪審による起訴の保障がないので、被疑者のため、その代わりに認められた手続きが 3 2 条の審問です。すでに述べましたように、実質的には被疑者への取り調べなど、捜査手続き的な意味を持つとともに、起訴前に証拠の全面的な開示をし、軍法会議を開く必要性なども判断する手続きです。

これが省略されるということは、ジェンキンスさん側は証拠を見る必要がなくなったということを意味しております。つまり、司法取引が完全に成立し、刑の上限も決まり、裁判で争う必要がなくなったので、ジェンキンスさんがそれを放棄したということだと思います。このことは軍当局にとっても、32条審問を実施するには大変時間も手間も掛かるので、ありがたいことですし、通例は、司法取引の条件としてその放棄を司令官側が要求するものです。

11月3日午前9時から、米陸軍の座間キャンプで、軍法会議が行われました。 これは「一般法廷」あるいは「高等軍法会議」と呼ばれるものです。私はNHK の依頼により、当日その会議を座間キャンプ内のモニターにより、他の報道関 係者と共に全部見ることができました。以下はそのときのメモになります。

軍法会議とはいっても、正確には本件の公判審理ではなく、その前提である 統一軍法のセッションズという手続きが行われました。これは、通常の刑事裁 判でいえば、罪状認否、証拠に関する審問、ないし有罪の答弁の受理手続きに 当たるものと思われます。答弁の取引はすでに成立したので、公判審理は省略 され、その代わりに有罪の答弁の受理手続きが実施されました。これは通常の 刑事裁判では10分程度で終わるものですが、軍事裁判ではより慎重に行われま す。本件の場合、1時間以上かけ、有罪の答弁が事実に裏付けられているかを裁 判官が慎重に確認しながら審査しました。この点では軍法会議は職権主義的で あると感じました。

そして軍事裁判官は、答弁が事実に沿うもので間違いないことを確認した後、 正式に有罪の答弁を受理し、有罪を認定しました。

その後いったん裁判官は退廷し、1時間程度の休憩の後、審理を再開し、量刑の手続きに入りました。情状証人として、ジェンキンスさんの上官、それと曽我ひとみさんが情状証人として証言しました。検察官の求刑、弁護人の意見が述べられ、その場で裁判官が刑の宣告をしました。刑は不名誉除隊、逃亡中の給料の没収、懲役6カ月、執行猶予の勧告付きでした。

ここで公判前合意書面の内容を裁判官が初めて読み、本件では司法取引により公判前合意が成立しているので、刑の上限は、禁固 30 日とされる旨を告げました。最後に裁判官は、宣告刑と合意刑の軽い方を採用し、結局禁固 30 日の刑が執行されると宣言し、閉廷となりました。

即日刑は執行され、軍のジェイル、軍ではブリッグと呼ばれていますけれども、それが座間にはないので、軍のヘリコプターで横須賀の海軍の留置施設に移されて収容されました。その後、善行特権制度により、拘禁期間が2日間短縮され、11月27日に釈放されました。その制度はアメリカの民間人を収容するジェイルや刑務所でも通常行われている制度です。仮釈放とは異なります。

刑の執行が終わっても、ジェンキンスさんは除隊手続きに時間がかかるため、 12月7日に米軍から一時休暇の許可を得て佐渡に移住し、その後かなりたって から正式に不名誉除隊となりました。

実例(2)岩国基地での軍法会議。2008年5月から山口県の岩国基地で海兵隊員4人について、軍法会議が相次いで開かれました。そこでは日本人女性への性的暴行などが起訴され、審理されたものです。その内容については資料3を参照していただければありがたいです。これは朝日新聞記事ですけれども、そこに内容が詳しく書かれています。

また、具体的な審理の様子については、その事件に関する私と担当記者との間で交わしたメールに詳しく書かれているので、その一部を参考として説明させていただきます。

「まず、最初に軍法会議で裁かれたディーン兵長のケースでは、その冒頭手続で、同被告人は、裁判官から陪審裁判か、裁判官のみの裁判(ベンチ・トライアル)かを選ぶように言われ、同被告人は後者を選択しました。」本件は、一部否認事件でしたので、このような手続が行われたわけです。これから公判審

理に突入します。

「その後、起訴状に沿って、罪状認否がありました。ただ、日本の裁判のように起訴状をすべて朗読し、包括して認否を述べるのではなく、各罪状ごとに認否を述べていきました。統一軍法 120 条違反だけでも、強姦、公共の面前でのわいせつ行為など、いくつかに分かれております。被告人は、強姦と誘拐の部分については否認し、残りの罪は認めました。翌日から強姦の部分について審理された結果、判決では、わいせつ行為などは認定されましたが、判決ではもっとも重い、強姦罪は認められず無罪とされました。」

「その後、2人目被告人以降の裁判では、事前の司法取引が成立していたので、 強姦や誘拐については起訴が取り下げられました。当日基地側から配られた起 訴状の概要には、強姦や誘拐が盛り込まれており、罪状認否はあったのですが、 その後は審理ではまったく不問となって審理されませんでした」。

起訴状にある罪について、軍法会議の冒頭の罪状認否手続で否認された場合、 検察官はその罪を取り下げてしまうということはよくあります。

実例(3)は、沖縄の海兵隊基地での軍法会議の例です。海兵隊のキャンプ瑞慶覧で、2008年5月16日に軍法会議が開かれましたものです。被告人は、中学3年生の少女に対する暴行、性的虐待など、5つの罪で起訴されました。詳細については資料4を読んでいただければ、ご承知の方も多いと思います。

この事件と、同時期にいくつかの軍法会議が日本のマスコミ関係者に公開されました。いずれも日本が第 1 次裁判権を有する事件です。しかし岩国の事件では、当初広島県警が前記海兵隊員 4 人を集団強姦の被疑事実で捜査したものの、広島地検が嫌疑不十分で不起訴としたものです。沖縄の事件では、被害者が告訴をしなかったので不起訴とされたものです。統一軍法では強姦罪に告訴は不要です。

それらのうち、軍法会議で強姦の公判審理が行われたのは、岩国の最初の被告人のケースのみであるようです。そのほかは、起訴状には記載されていても、結局それを含むいくつかの罪は、罪状認否での被告人の否認を受け、訴因を撤回されているようです。

軍法会議では、重い罪について、そのように審理前に撤回されるということがしばしば行われます。ジェンキンスさんの軍法会議においても、起訴は脱走罪、敵への支援、脱走教唆、忠誠放棄の奨励など、4つの罪について行われましたが、脱走教唆と忠誠放棄の奨励については罪状認否で否認の答弁を受け、撤回されております。こうした冒頭手続きでの訴因の撤回は、すでに事前に、審理し科刑する罪について司法取引が成立していた結果であるというように推測されます。

8、最後に、日本の刑事司法と軍事司法の抵触をめぐる問題状況について話さ

せていただきます。

最近沖縄で起こった米軍属による日本人市民に対する自動車運転致死事件は、いわゆる日米地位協定17条の適用に関し、重要な問題を提起していると思われるので、以下紹介します。なお、2010年9月7日に山口県岩国でも同様の事件が起こっております。なお、本問題については沖縄弁護士会の新垣勉元会長から貴重なアドバイスを得ております。

まず(1)日米地位協定 17条3項をめぐる問題について、お話します。事件の経緯は、在沖米海兵隊フォスター基地内のスーパーマーケットに勤務する軍属である A は、2011年1月12日の午後9時43分ごろ普通乗用車を運転し、沖縄市内の道路で、時速50キロで前方の車両を追い越そうと車線を変更しました。そのとき、当時降雨後で路面が湿潤し、かつ下り勾配の道路であったことから、その車両は滑走して対向車線に進入し、対向車に衝突しました。これにより、被害車両を運転していた19歳の日本人の青年が死亡しました。

沖縄県警は捜査をして事件を送検しました。ところが検察官は、米軍が本件事故は公務中の事故である旨説明したので、本件事故は軍属による「公務中の犯罪」であるから、第1次裁判権は米軍にあると判断して、同年3月24日、本件を不起訴処分としました。日米地位協定17条3項(a)2(資料5)参照してください。これによれば、軍属の公務執行中の作為または不作為から生ずる罪については、第1次裁判権は米軍にあり、本件はこれに当たるというわけです。

しかし被害者の遺族はその不起訴処分を不服として、検察審査会に対し、2011年4月25日、審査請求をしました。同審査会はその申し立てを受け、2011年5月27日、本件不起訴処分は不当であり、起訴を相当とするとの議決をなしました。このため、現在検察官は再捜査を行っており、あらためて起訴するか否かを判断することになります。

本件の争点。確かに統一軍法 802 条 2 項 (a) によれば、いわゆる軍属も、海外では平和時には関係国との協定などにより、統一軍法に服する者とされます。同項 (a) (11)です。なお戦時には協定などは必要なく、統一軍法に服することになっております。同項 (a) (10) です。

日米地位協定 1 条、17 条 3 項(a)(II)により、「公務執行中」であれば、その者の起こした犯罪、交通事故も含みます。それについて、第 1 次裁判権は米軍にあるように解釈されます。しかし連邦最高裁は、Mcelroy v. Guagliardo、361U.S.281(1960)等(いくつかのコンパニオンケースがある)において、統一軍法は平時の場合には軍属には適用がないと判断しております。

従って、前記事件のような場合、米軍に第 1 次的な裁判権があるとして、日本側が不起訴処分にしても、米軍はその加害者を統一軍法により処罰することはできないのです。その結果、米軍はせいぜい統一軍法によらない、極めて軽

い処分を科すにとどまらざるを得ません。重い処分の場合には先ほど述べましたように、軍法による必要があります。

実際に、本件の加害者 A については自動車運転禁止 5 年、岩国の事件では運転禁止 4 カ月の処分が科せられたにすぎないようです。果たしてこれでよいでしょうか。日米地位協定が、統一軍法により現実的には軍法会議で裁けない軍属についてまで、第 1 次裁判権を米軍に与えているという、日本の検察官の解釈は是認できるでしょうか。また、その者の公務中の犯罪について、広く第 1 次裁判権を与えるような地位協定は、独立国の司法権の在り方として正しいものだろうかという疑問を、私は持っております。

(2) 今後の展開。日米地位協定 17 条 (a) では、合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、刑事および懲戒の裁判権を日本において行使する権利を有するとされております。しかし、前記連邦最高裁判例により、軍属は平和時には統一軍法に服さないとされておりますから、その者については、17 条 3 項 (a) (Π) の「公務執行中」の場合であっても、日本国に第 1 次裁判権があると解する余地もあるのではないでしょうか。

本件は、現在検察官が、検察審査会の不起訴不当との決定を受け、再考しております。なお岩国の事件では、検察審査会が不起訴相当の決定をしております。もし検察官が再度不起訴とし、検察審査会が前回と同様の決定をした場合には、起訴が強制されることになりますから、法廷でその問題が争われることになるかもしれません。今後の展開が興味深いところです。

(3) その他の問題。日本と米軍との間で起こる刑事訴追に関する重要な問題としては、前述の17条3項をめぐる問題のほかに、同条5項の身柄引き渡しの問題があります。同項では公訴が提起される前までは、米軍は日本の当局に身柄を引き渡す必要がないと解釈されております。しかし、英文では、その点については「until he charged by Japan」と書かれております。アメリカの刑事手続きでチャージという場合、通例、起訴、公判請求(これはファイルという言葉が使われることが多い)。それよりも以前で、被疑者が特定し、逮捕状を得る等のための訴追請求状(コンプレイント)を提出することも含まれるので、起訴と訳すことが適訳かどうかは疑問です。もっとも、意図的にそのように日本語で表現したのかもしれません。

身柄引き渡しについては、殺人と強姦について、1995 年 10 月の日米合同委員会の合意があります。これは資料 6 として皆さんに提供しておりますので、参照していただければありがたいです。

また外務省のホームページでは、その運用により改善が図られているとされております。それを載せております。現実には特にその他の罪、前記の殺人と強姦以外の罪については、日本の当局と国民が望むように、円滑に身柄引き渡

しが行われていないようです。依然として今後の課題として残されていると思います。

以上、長時間にわたり、少し時間も超過してしまったのですけれども、ご清聴どうもありがとうございました。(拍手)

(司会) 島先生、どうもありがとうございました。8時まで時間がありますので、ぜひご質問がある方はお願いいたします。

(質問者A) よろしいですか。最後の業過の関係で少しお伺いしたいのです。 従来米軍は自動車事故について、米軍は必ず公務上の事故ということで、第 1 次裁判権を放棄したことはないと思うのです。これもたぶん第 1 次裁判権の通 告を、法務省に対してしていると思うのです。そうした場合に、対象が軍属で すけれども、基本的には地位協定によって、それが適当かどうかは別にして、 現実には日本に裁判権があると言うことは、地位協定上は非常に難しいのでは ないかというのが第 1 点です。

第 2 点は、そもそも統一軍法典に自動車事故を処罰する規定はないのではないですか。米軍の軍人で、日本でたくさん自動車事故を起こして、それを必ず第 1 次裁判権の通告をしてきているのですけれども、私の知る限りでは、処罰された例はないと思います。これは例えばトラックを運転していて、歩道上に乗り上げて人を殺したと、そういうような事件でも、第 1 次裁判権を通告してきて、向こうの軍法会議で、刑罰ではなくて行政的な処分をしている場合でもしているだけではないかと思うのです。ですから、潜水艦が日本の高校生の乗った船を転覆させた、一種の……

(島) えひめ丸事件。

(質問者A) 一種の業過ですね。そういうものを処罰する規定が、そもそも統一軍法典には。飛行機なんかが落ちて、自分は逃げるのだけど飛行機は落ちて、日本の人たちが死んだ例はたくさんあるのです。そういうものについても、いったいその統一軍法典で処罰規定があるかは、私も検討したことがあるのですけれども、それはなかなか、一般条項みたいなものが 130 条だかにあったように思うのですけれども、そういう規定を活用しない限り、そもそも過失犯的なものを処罰する規定がないように思うのです。私の勉強不足もあるのですけれども、そういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

(島) まず第1点は何でしたか。

(質問者A) 第 1 点は、基本的に日米行政協定によって、軍属も地位協定で保護されている範囲内に入っていると。だから必ず、米軍の横田基地から法務省に対して、第 1 次裁判権は米軍にあると、アメリカにあるという通告を、すべての事件にしてきているわけです。

(島) そうです。

(質問者A) だから、これもたぶんしてきていると思うのです。ですから、 基本的には裁判権は日本にないと。地位協定を認める以上は、そういうことに なるのではないかという点が第1点と、2番目は……

(島) その点についてまず。その点については、確かに地位協定上はそうなっているのです。ただ、それは第 1 条で軍法に服する者に適用があると書いてあるのです。軍属は軍法に服さないということになると、地位協定の適用を受けないということにならないですか。

(質問者A) いや、私は不当だとは思いますが、今までの基本的な……

(島) いや、扱いとしてはそうなっています。ただ私の疑問は、それでいい のかという。

(質問者A) いや、それはだから、私もものすごくおかしいとは思うのですけれども、今の地位協定を認めている以上は、なかなか難しいのではないかという感じがしますが。

(島) 私も難しいと思います。ただ、それを変えないとよくならないという。

(質問者A) はい、もちろん、だから、地位協定……

(島) 全然先に進まないという。

(質問者A) おそらくそのほかに例えば、無令状でどんどん入っていくという、情報をどんどん開示をしているなど、いろいろな憲法違反的なものがたくさんあるのですけれども、それはそういう意味では地位協定を変えない限り、基本的な問題の解決にはならないような感じもしますが、そうは言えませんか。

(島) 私もそうだと思います。やはり地位協定を変えないと、根本的な解決 にはなりません。

(質問者A) 2番目、そもそもこういう自動車事故を処罰する規定が。

(島) それについては、後で調べて回答します。

(質問者A) 私が調べたときは、なかったような感じがするのですけど。

(島) 自動車運転致死罪ですね。

(質問者A) ええ、それはそもそも戦後、私の知っている限りでは処罰された例はないのではないかと、刑事処罰。

(島) 例はないかもしれないけれども、軍法上あるかどうかは別問題だと思います。

(質問者A) 一般的な条項みたいなもので、それに引っ掛けようとすれば引っ掛からなくはないけれども、一応適用されていないような感じもしたのです。

(島) 適用されていないかもしれないのですけど、軍法上あるかどうかとは 別問題ですから、調べてみます。

(質問者A) もちろんあればということですけど。

(島) 統一軍法はかなり細かいところまで規定していますので、その点はまた調べさせていただきます。ただ、普通は航空機事故や軍艦の事故、このよう場合には過失犯が問題ですけれども、かかる過失犯については原則的には刑事処罰しない、というのが米軍の姿勢のようです。

そのような事故は、特別の調査委員会、えひめ丸のときには、「コート・オブ・インクワイアリー」という、事故調査委員会のようなものですが、そういうものを設け、そこで調べてから、訴追手続から落としてしまうことが多いようです。そして、被害者への補償は民事上の損害賠償にゆだねるわけです。

イタリアで空軍が、イタリアのスキー場で何かにぶつかって墜落したケース があります。その場合でも刑事処罰はしておりません。航空機事故やそういう 船舶の事故の場合、過失犯の処罰については複雑な特殊な問題がありますので、 刑事処罰を避けるようです。

(司会) ほかにどなたかありますか。

なければ私からよろしいですか。ジェンキンスさんの事件で、先生がモニターで見られたみたいな話が、これはどういうことなのでしょうか。

- (島) 座間キャンプには軍事法廷があります。軍法会議を開く常設の法廷です。しかし、それは小さいので、別の場所、映画館のような所と考えていいのですけど、そこに日本のマスコミの取材記者などを集めて、法廷の様子を同時中継しました。法廷にカメラを設置し、そのまま中継していました。私は、そこで見ることができたということです。
 - (司会) 先生はその座間のキャンプの中に入ったのですか。
- (島) ええ、入りました。NHK の関係者で、解説の委託を受けていたので、 特別の許可を当局から受けて、モニターを傍聴したということです。
 - (司会) マスコミ用に特別に何かセッティングされたということですか。
 - (島) そうです。
 - (司会) ほかにどなたかありますか。

(質問者B)一般のアメリカの刑事事件の関係で、レジュメの 3 ページで書かれていた、72 時間以内に起訴できないやむを得ない理由がある場合には、第 2 回審問をして、その正当化ができない場合には釈放されるということです。それでは、仮に正当な理由があると判断された場合の拘束時間はどうなるのですか。

(島) その場合は特に、その正当理由がやむまで身柄拘束できる、ことになります。

(質問者B) そうすると、特に制限は。

(島) ええ、特に時間的制限はないことになります。

(質問者B) 裁判官が認めれば特に制限はないということですか。

(島) 3回目の審問という場合があると、私は聞きました。

(質問者B) ありがとうございます。

(島) ここで先ほどの、質問者 A さんの自動車運転致死の問題にもどりますが、今、統一軍法を調べたところ、§ 919Art.119 にマンスローター罪の規定があります。マンスローターは、普通は重大な過失致死罪も含んでいるので、運転者に重大な過失があって、交通事故を犯した場合には、これで処罰できると思います。

(質問者A) ただ、アメリカで自動車事故でマンスローターを適用することはないのではないですか。傷害みたいな犯罪だと思いますけど、先生がおっしゃられるように、業過みたいなものを含めてもいいと。

(島) 場合によっては、重大な自動車致死罪がマンスローター罪で処罰されることはあります。前述の沖縄の事件の場合には、そういう危険なものを運転しているのに、著しく劣った注意でぶつけてしまったという場合になるかもしれません。

(質問者A) 先生、日本の裁判制度とアメリカの裁判制度、この捜査を含めての。どちらがいいのですか。基本的にアメリカの方針でしょうけど。

(島) 私に言われても(笑)。

(質問者A) 先生の。

(島) 私はアメリカの方がやはりいいと思っています、今でも。

(質問者A) 基本的にはミランダルールが適用されますから、自白調書はないということですね。

(島) 自白調書はないというわけではありません。被疑者が任意に供述する場合に、テープ録音や供述書の形が多いでしょうが、自白調書もないわけでは

ありません。

(質問者A) いや、基本的には通常、私も 3 カ月ぐらい視察に行ったことがあるのですけれども、自白調書は 1 件しかありませんでした。基本的な考え方は、警察で被疑者を逮捕してきますね。そうすると必ず弁護人の立ち会い権を、皆さん弁護人の立ち会いを 100 人が 100 人請求するわけです。そうすると、もうそれ以上調べはしないわけですから、調書が基本的にはありません。

(島) 私の著書である『アメリカの刑事司法-ワシントン州キング郡を基点として』(2002年、弘文堂)の300~301頁にある殺人事件における被疑者の取調べ調書の実例をあげておきました。

(質問者A) やはりあります。

(島) ええ、もちろんあります。自白する場合もあるし、連邦の管轄の事件の場合、特にテロリストやマフィアの事件では、やはり自白が非常に重要視されます。そのような事件では身柄拘束時間が長いし、取り調べも可視化があまり実現されていないというのが現実です。

また、先ほどの話ですけれども、統一軍法 § 919Art.119 のマンスローター罪の b に、ネグリジェンスがありますから、重大な過失による自動車事故もやはり入ってくると思います。

(質問者A) 実際だからそんな、適用された例がないみたいだとは聞いたのです。

(島) 過失で処罰するということはあまり多くないです。特に船舶の事故や航空機、専門的な、こういう技術を要するような場合にはあまり適用しないです。 それを処罰したらかわいそうなのです。軍人が戦闘機を運転したから処罰されてしまう。やはりミスも多いから。

(質問者A) 自動車事故の場合には、本当のことを言うと、公務中かどうかよく分からないのです。一方的に通告ですから。それで本来的には向こうで処罰してくれればいいのですけど、ほとんど処罰されないですから。非常に不当な結果に終わっているという感じなのです。

(島) 沖縄や岩国の事件なんかは非常に軽いです。免停、これは統一軍法で

はないですね。先ほど私の紹介したのは行政制裁に行ってしまっています。統一軍法から落としてしまって処罰しています。合衆国最高裁判例があるので、軍属については、統一軍法を適用できないからですね。そもそもこの日米地位協定17条ですか、その1条に軍属を含めているのがおかしいということになります。

沖縄の事件の場合、この事故を起こしているのはスーパーマーケットの店員ですから、その荷物を運んでいたのかもしれないですが、「公務中の証明」というのは、簡単な司令官の証明書だけでいいということです。

(質問者A) だから本当に公務中かどうかと、調べようがないのです。

(島) はい。

(質問者A) だから休日に自動車を運転して、私も法務省へ行って厳しく、 公務中ではないのではないかとよく言うのですけれども、それは別に証明する 方法はないのです。処罰してくれるかというと、ほとんど処罰された例を聞か ないから、踏んだりけったりで。

(島) だから被害者は怒るのです。人の命が失われているのに。

(質問者C) 今のその日米地位協定のところですけど、統一軍法では軍属は 入らないのに、日米地位協定の方は入ってしまうような印象を受けるのですけ ど

(島) 少し大きい声で。

(質問者C) 統一軍法では、軍属は入らないのだけれども、日米地位協定では含まれてしまう、それこそスーパーマーケットの店員のような人も入ってしまって、だから少し不当、何か理不尽というか、理論的にはおかしいという、そういうイメージがありますけれども。

(島) そうなのです。

(質問者C) それはほかにも、日米地位協定以外の、地位協定ではどうですか。

(島) 法務省のホームページ、韓国のも出ていたような気がします。あれは公判前の引き渡しの問題ですか。ほかの国ではどうなっているか分からなのですが、17条の1ですけれども、少し見てください。「合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事および懲戒の裁判権を日本国において」。ですから軍属は軍法に服さないのですから、ここに裁判権を日本国で行使する権利を有しないのです。軍当局は。

(質問者D) すみません、今のそのお話は、連邦最高裁の判決があるからという。

(島) そういうことです。解釈です。

(質問者D) そういうことですね、解釈ですね。その解釈は、例えば日本の 外務省にしろ、それを前提にしたこの地位協定の解釈はしないのでしょうか。

(島) していないと思います。

(質問者D) してないのでしょうか。もう形式的に、軍法自体は形式論としては、軍属も対象に入ると解釈しているのですね。

(島) 昭和 35 年のときは、合衆国最高裁の判例がなかったのではないでしょうか。

(質問者A) 法務省の基本的なそういう考え方は、地位協定もそうですし、 統一軍法典でも適用があるという考え方で運用していたように思うのです。

(質問者D) でも考え方は、形式論はそうでも、連邦最高裁の判決がその後 出たら、日本の当局もそれは前提にしないと、解釈上おかしいはずですね。

(島) 1960年、昭和35年というのは1960年、まさに同時期に。だから知らないのではないか、まだその判例が出ていなかったかもしれません。1958年にも判例があるのですけど、1960年の方が重要なものです。

(質問者A) この平時という解釈は、どういう場合が平時ですか。

(島) 戦時ではない、戦争をしていないということです。戦争の状況にない、

戦闘状態にないということではないですか。

(質問者A) それは米軍がということですか。

(島) ええ、米軍です。米軍が戦闘状態にないということです。どこかの国に宣戦布告していたら戦時になるのではないですか。宣戦布告をしてどこかの国と戦っていれば。今はアフガニスタンなどが戦っていますけれど、正式にはやはり戦争ではないのではないですか。もしそれが戦闘なら、今戦闘状態だから、軍属は入ってしまいますね。これに服することになりますから。民間人も場合によっては入ってしまうけど、やはりそういう意味では、今はまだ平和時と考えていいのではないですか。

統一軍法でも、戦時中の場合には入ると、統一軍法に明確に規定が入っています。しかし、そうではない場合、平和時の場合には、その後の11ですか、そこにいって、条約などの協定によって地位が決まってきます。だから、それによって軍属も統一軍法に服するという解釈が、日本の解釈かもしれない。

ただ判例では、その場合も軍属は統一軍法で処罰できない。どうしてかといいますと、軍事司法制度による刑事手続では、被告人の権利の保障が薄いからです。特に、陪審裁判を受ける権利について、今日ご説明したように、その内容等が薄くなってしまいます。たとえば、陪審員といってもすべて軍人です。したがって、やはり合衆国最高裁の立場としては、裁判を受ける権利をできるだけ広く厚く国民に保障しようということだと思います。ですから、平和時の場合は、統一軍法の適用範囲はできるかぎり限定して考えるということでしょう。

(質問者D) だからそうするとやはり、17条の 3 項で、例えば(a)は「合衆国の軍当局は、軍隊の構成員または軍属に対して裁判権を行使する第 1 次の権利を有する」という、第 1 次裁判権は、軍属は平時には含まれないことになってしまいます。

(島) そういうことです、解釈上は。

(質問者D) 解釈上そうなのですね。だからもう、公務かどうかということのようになってしまう。

(島) 合衆国最高裁の判例は、統一軍法を、いわば合憲的限定的解釈をして、 適用上合憲性の強いものにしていきたいということではないでしょうか。 (司会) ほかによろしいでしょうか。時間が過ぎましたので、これで終了させていただきたいと思います。最後に先生に拍手をお願いします。 (拍手)

〔追記〕本講演後、調査あるいは進展した事情を踏まえ、次の2点を追記させていただきます。

1、まず、質問者Aさんのご質問、統一軍法による自動車運転致死罪についての処罰ですが、運転者に重大な過失があるような場合には、講演でもお答えしたように、 $\S 919$. Art. 119のマンスローター罪により処罰することができます。問題は、そのような事情がない、より軽い過失致死罪の場合です。これは、 $\S 934$. Art. 134の[General Article]により、処罰できるとされています。もっとも、在日米軍でそのような処罰が行われたことがあった、とうわけではありません。

2、軍属が公務中に起こした、自動車運転致死罪の処罰について、2011年 11月23日、日米政府は、地位協定自体の改定ではなく、運用の一部見直し という形で合意しました。これによれば、公務中の事件・事故で米側が刑事訴 追しなかった場合には、日本の要請に米側が同意すれば、日本で起訴できるこ とになりました。

この結果、沖縄の前記事件は、那覇地検は当初の不起訴処分を覆し、米軍属の被告人を那覇地裁に2011年11月25日在宅起訴しました。

2012年2月22日その判決があり、被告人には、禁錮1年6ヶ月の実刑が言渡された。被告人は、これを不服として、現在(2012年2月25日現在)福岡高裁那覇支部に控訴中。

なお、2011年12月16日日米合同委員会で、地位協定の「公務」の範囲について、合意の改正が行われ、「公の催事での飲酒の場合も含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、いかなる場合であっても、日米地位協定の刑事裁判に関する規定における公務として取り扱わないこととすることで、合意された」。以上。